〇環境省令第六号

地 球 温 暖 化 対策の推進に関する法律 (平成十年法律第百十七号) 第二十条の三第十二項の規定に基づき、

地球 温 暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年六月十三日

環境大臣 鴨下 一郎

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地 球 温 暖 化 対策の推進に関する法律施行規則 (平成十一年総理府令第三十一号) の一部を次のように改正

する。

第六条を削る。

第五条中 「第一条」を「第六条」に、 「第二条」を「第七条」に、 「第四条」を 「第九条」に改め、 同条

を第十条とし、第四条を第九条とし、第三条を第八条とする。

第二条中「第一条」を「第六条」とし、同条を第七条とする。

第一条中 「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)」を「法」に、 「都道府県地球温

暖 化 防 止 活 動 推 進 センター (以 下 「都道府県センター」 という。 __ を 都道府県センター」 に改め、 同条

を第六条とし、同条の前に次の五条を加える。

(公表の方法)

第 一 条 地球 温 暖化対策の推進に関する法律 (以下「法」という。) 第七条の規定による我が国における温

室効果ガ ス 0 排 出量及び吸収量 の公表は、 官報に 掲載して行うものとする。

(住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置)

第二条 都 道 府 県並 び に 地 方自 治法 昭 和二十二年法 .律第六十七号) 第二百五 十二条の $\dot{+}$ 九第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 指

市 同 法第二百五十二条の二十二第一 項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第 項 \hat{O} 特 例 市

以下 「指定都市等」という。)は、法第二十条の三第一項の規定により同項に規定する地方公共団 体 実行

計画 (以下単に 「地方公共 団体実行 計画」 という。)を策定しようとするときは、 あら かじめ、 住民 その

他 利 ·害関! 係 者 0 意見を反映させるため、 次に掲げ つる措置で を講ずるものとする。

地 方 公共 寸 体 実 行 計 画 \mathcal{O} 案及び 当該案に 対する意 見 0 提出 方法、 提 出 期 限、 提 出 先そ O他 意 見 \mathcal{O} 提 出

に 必要な事項を、 インターネット (T) 利用、 印刷 物 の配 布その他の適切 な方法により一般に周知するもの

定都

とすること。

関係 行政 機 関、 法第二十三条第 項に 規定する地 球 温 暖化防止 活 動 推 進員、 法第二十四条第 項に 規

定する都道 府県地震 球 温 暖化防止 活動推進センター (以 下 「都道府県センター」という。)、 事業者、 住

民その他 の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者の意見を聴くこと。

2 前項の規定 は、 地方公共団体実行 計画 ...の変更について準用する。

(関係地方公共団体の意見の聴取)

第三条 都道 府 県及び指 定都 市等は、 法第二十条の三第一項の 規定により 地方公共団体実行 計 画を策定 しよ

うとするときは、 あら かじめ、 関係 地方公共団体の意見を聴くため、 当該地方公共団体実行計画の案を関

係地方公共団体に送付するものとする。

2 前項の規定 は、 地方公共団体実行計画 の変更について準用する。

(都道府県及び市町村の公表)

第四 条 都道 府 県及び 市 町 対は、 法第二十条の三第十項 \mathcal{O} 規定により地 方公共団体実行計 画に基づく措 置及

び施策の実 施 の状況 (温室効果ガス総排出量を含む。) を公表するに当たっては、 その要旨及び内容をイ

ンターネットの利用、 印 刷 物の配力 布その他 の適切な方法により行うものとする。

(関 係 行 政 機 関 \mathcal{O} 長又 は 関 係地 方公 共 団体 \mathcal{O} 長に 対する協 力 \mathcal{O} 要請 等)

第五条 都道. 府県及び指定都市等は、 法第二十条の三第十一項の規定により関係行政機関 の長及び関係地方

公共団体の長に対し、 協力を求め、 又は意見を述べようとするときは、 次に掲げる事項を記載した書面に

地方公共団 体実行計 画を添えて、 送付することにより行わなければならない。

一 協力を求める内容又は意見の内容

協力を求

 \Diamond

る理

由

又は

意見を述

べ

る理・

由

三 その他参考となるべき事項

附則

この省令は、公布の日から施行する。